

令和 7 年 7 月 2 8 日

電力・ガス取引監視等委員会

容量市場2025年度追加オークション(対象実需給年度:2026年度) に係る事後監視の結果について

電力・ガス取引監視等委員会(以下「委員会」といいます。)は、2025年6月に電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」といいます。)において実施された「容量市場2025年度追加オークション(対象実需給年度:2026年度)」に応札している特定の事業者について、「売り惜しみ」や「価格つり上げ」といった問題となる行為が行われていなかったかという観点から、事後監視を行いました。

本日、事後監視の結果を取りまとめましたので、以下のとおり公表します。

1. 監視の観点(市場支配力を有する事業者の監視)

- ・ 容量市場において市場支配力を有する事業者¹ が、正当な理由なく、稼働が決定している電源を応札しない又は期待容量² を下回る容量で応札すること(売り惜しみ)や、電源を維持するために容量市場から回収が必要な金額を不当に上回る価格で応札すること(価格つり上げ)によって、本来形成される約定価格よりも高い約定価格が形成される場合には、小売電気事業者が支払うべき容量拠出金の額が増加し、ひいては電気の利用者の利益を阻害するおそれがあります。
- ・ そのため、委員会は、「容量市場における入札ガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)に基づき、オークションへの応札前後において、市場支配力を有する事業者による「売り惜しみ」や「価格つり上げ」といった問題となる行為を防止するため、「事前監視」及び「事後監視」を実施することとしています。
- ・ 今般、「容量市場2025年度追加オークション(対象実需給年度:2026年度)」について、下記の2. 及び3. のとおり、事後監視を行いました。

¹ 追加オークションにおける価格つり上げの対象は、メインオークションと比較して小さな市場規模が予想されるため、相対的に規模の小さな容量の事業者であっても価格形成の影響力が高まることが考えられるため、応札する全事業者が市場支配力を有しうるとみなしている。なお、売り惜しみについてはメインオークションと同義。

² 設備容量のうち、実需給年度において供給力として期待できる容量。

2. 売り惜しみの事後監視

- ・ 売り惜しみの事後監視では、「応札しなかった」又は「期待容量を下回る容量で応札した」電源について、売り惜しみに当たらない以下の正当な理由に該当するかどうかを確認するため、監視対象事業者から理由の説明と根拠資料の提出を求め、合理性を確認しました。

- ① メインオークション応札受付開始時点ですでに1年以上休止しており、かつ実需給年度においても休廃止予定である場合
- ② 実需給年度において、休廃止以外の理由（補修工事等）や将来的な運転再開を予定する脱炭素化を目的とした工事等を伴う休止によって、リクワイアメント³を達成しうる稼働見通しが不確実である場合
- ③ メインオークション応札受付開始時点より1年以上前に「実需給年度までに廃止が決定した」旨を公表している場合
- ④ 実需給年度において FIT 認定を予定しているなど、入札対象外電源となる見込みがある場合
- ⑤ 上記のほか、容量市場オークションへ参加できないやむを得ない理由がある場合

- ・ その結果、いずれの電源も正当な理由に該当するものであり、問題となる事例は確認されませんでした。

3. 価格つり上げの事後監視

- ・ 価格つり上げの事後監視では、以下の電源について、ガイドラインに記載されている維持管理コストの考え方にに基づき、価格が算定されているか確認するとともに、監視対象事業者に対して応札価格を構成する人件費や修繕費等の算定方法及び根拠の説明を求めました。

- ① 約定価格⁴を決定した電源と、その上下2電源ずつ
ただし、市場分断が起きた場合は、分断されたエリア毎に該当する電源を抽出する。
- ② 市場支配力を有する事業者毎に、最も高い価格で応札した電源から3電源ずつ
ただし、約定価格以上で応札された電源に限る。
- ③ その他、監視主体が任意に抽出した電源
ただし、監視主体が価格のつり上げを行っている可能性がある判断した場合に限る。

³ 維持・運営等のために必要な一定の期間を超えて、電源の停止および出力低下しないこと等。

⁴ 約定結果については後日、電力広域的運営推進機関より公表される予定。

- ・ なお、1社1電源について、ガイドラインに則った維持管理コストの算定を行わないまま応札価格を決定していたことが確認されたため、当該電源について、ガイドラインに則った維持管理コストの算定を行うよう求めました。
- ・ その結果、いずれの電源も維持管理コスト以下の応札価格となっていたことから、問題となる事例は確認されませんでした。

(以上)

(本発表資料のお問合せ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引監視課長 栗谷

担当者:小松、山脇、齋藤、秀嶋、中田

電 話:03-3501-1552(直通)